

四日市市教委告示 3 号

四日市市私立学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 0 日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市私立学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市私立学校教育補助金交付要綱（平成 2 6 年教育委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助対象） 第 2 条 この要綱による補助対象となる私立学校とは、私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 3 条に規定する学校法人により、<u>三重県知事の認可を受けて、四日市市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市</u>に設置された私立学校で次の各号に該当する私立学校とする。 （1）及び（2） （略） 附 則 （施行期日） 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、<u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、</u>その効力を失う。	（補助対象） 第 2 条 この要綱による補助対象となる私立学校とは、私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 3 条に規定する学校法人により、四日市市、桑名市<u>及び鈴鹿市</u>に設置された私立学校で次の各号に該当する私立学校とする。 （1）及び（2） （略） 附 則 （施行期日） 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日限り、</u>その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

（教育委員会教育総務課）